

平成 2 9 年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

1 2

(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

資 料

下関市福祉部介護保険課

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

〔 目 次 〕

実地指導での指導事項について【共通】	1
施設サービス計画等における指導事項について【共通】	5
勤務形態一覧表に係る留意事項【共通】	6
個別感染症対策マニュアルを作成すべき感染症にはどのようなものがあるか?	7
要支援から要介護に変更になった場合における長期利用者の減算等について【短期入所生活介護】 ..	8
各種通知について【共通】	9
養介護施設従事者等による高齢者虐待について	15
介護支援専門員証について	18

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

実地指導での指導事項について【共通】

以下は、昨年実施した実地指導の事項別是正改善指導状況の概要です。
 条例や通知等確認のうえ、今後の業務に役立ててください。

サービス名	指摘項目	実地指導時の状況	指導内容
1 共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の内容に不十分な箇所がある。	<p>入居者又は利用者(以下、「入居者」とする。)に対する説明責任として、以下の内容を訂正すること。なお、訂正内容については、運営規程との整合を図ること。</p> <p>従業者について、員数を訂正のうえ、勤務体制について、常勤・非常勤の別及び兼務状況を追記すること。</p> <p>利用料金について、算定体制として届出ている加算を含め、貴施設入居にあたり想定されうる加算を全て記載すること。また、届出をしていない加算については記載しないこと。</p> <p>報酬改定にともなう利用料金の変更については、文書にて説明し同意のうえで交付したことが書面に確認できるよう、「説明し同意のもと交付を受けました」等の文言を追記し、同意した旨の署名を得る様式に調製すること。また、当該書面は2部作成し、施設と入居者側の双方で保管すること。</p> <p>入居者に対する説明責任として、苦情相談窓口については、市及び山口県国民健康保険団体連合会それぞれの住所、電話番号、FAX番号、受付日時を記載すること。なお、記載内容については、『平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導資料』25頁を参照すること。</p>
2 共通	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	身体拘束廃止に関する指針に規定されている身体拘束廃止委員会の構成員の職種のうち、医師が実際の会議に出席していない。特に、実際に身体拘束の実施を判断したり、身体拘束に至るリスクのある入居者についての個別協議を行った会議においても出席していない。	<p>規定内容と実態に齟齬が生じることのないよう、また、身体拘束に対して施設としての医学的所見を十分反映できるよう、『身体拘束ゼロへの手引き』10頁記載の構成員例も参酌の上、所要の措置を講ずること。</p>
3 共通	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	<p>身体拘束(夜間臥床時のミトンの装着)を行った際の一連の手続きに不十分な箇所があった。</p> <p>実施に当たっては、当該入居者を施術した医療機関の医師の指示を元に、施設医師を含まない多職種により実施を判断しているが、少なくとも記録上は施設医師が関与した実績はなく、施設における医学的所見の反映が不足している。</p> <p>また、入居者の体調不良により、吐しゃ物による汚染防止の観点からミトン装着を見送った日について、その判断を多職種共同で行った記録がない。</p> <p>2種類の書面にミトン着脱の記録がなされているが、全ての着脱記録の一連を記載した書面がなく、両者の書面を合わせても、全ての着脱記録が網羅されていない。</p>	<p>身体拘束は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き行ってはならないものであるという観点から、今後は以下のとおり実施すること。</p> <p>身体拘束に当たっては、医師も含めた施設全体が連携して取り組むこと。</p> <p>身体拘束に関連する記録は、実施の都度確実に記載すること。なお、記載もれのないよう一連として記録すること。</p>

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

サービス名	指摘項目	実地指導時の状況	指導内容
4 地域密着型介護老人福祉施設	介護	<p>褥瘡対策指針に規定されている褥瘡対策委員会の構成員と、定期的開催している排泄ケア・褥瘡対策委員会の構成員が異なり、一部が構成員に含まれていない。</p> <p>介護に関する従業者の記録を確認したところ、介助があれば便所での排せつが可能な入居者であるにもかかわらず、早朝における排せつの訴えに対し、便所への介助を行わず、おむつへの排せつを促した、という事例が複数見受けられた。</p>	<p>褥瘡対策指針における褥瘡対策委員会の構成員について、実際の運用に合わせた見直しを行うか、指針に沿った構成員で排泄ケア・褥瘡対策委員会を開催すること。</p> <p>なお、指針の構成員を見直す場合は、解釈基準において、配置すべき職種が定まっているものがあるため留意すること。</p> <p>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>本事例は、排せつの自立支援の観点からのみならず、入居者の意思及び人格の尊重の観点からも不適切な対応であったと考えられる。</p> <p>事案の検証及び分析を行うとともに、法人の責任において、事案発生の根本的原因を調査し、再発防止に取り組むこと。</p>
5 (介護予防)短期入所生活介護	運営規程	<p>運営規程の内容に不十分な箇所がある。</p> <p>従業者の員数に誤りがある。</p> <p>「サービス利用に当たったの留意事項」として掲げた条項において、事業所がサービス提供を拒否できる事例を条文として記載していた。</p>	<p>入居者に対する説明責任として、誤っている箇所を訂正すること。なお、訂正内容については重要事項説明書との整合を図り、運営規程に変更が生じた日から10日以内に届け出ること。</p> <p>従業者の員数を訂正すること。</p> <p>サービス利用に当たったの留意事項は、運営規程において規定すべき事項とされているため、趣旨が異なることないように、当該事項にかかる適切な条文にて定めること。</p>
6 共通	勤務体制の確保等	<p>勤務表について以下のとおり不十分な箇所がある。</p> <p>管理者について、施設長がその職務を兼務しているが、その旨の記載がない。</p> <p>医師について、複数の者が業務にあっているが、勤務状況が確認できない。</p> <p>介護支援専門員の配置について、1名の介護職員が当該職種を兼務していたが、その兼務が記載されておらず、介護支援専門員の配置状況が不明であった。</p>	<p>勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から勤務表について以下のとおり訂正すること。</p> <p>管理者との兼務関係等を明確に定めること。</p> <p>全ての医師の勤務状況を記載すること。</p> <p>介護支援専門員について記載することとし、介護職員との兼務関係についても明確にすること。</p>
7 地域密着型介護老人福祉施設	衛生管理等	<p>衛生管理にかかる指針に規定されている委員会の構成員の職種のうち、医師が実際の会議に出席していない。</p>	<p>規定内容と実態に齟齬が生じることのないよう、所要の措置を講ずること。</p> <p>なお、指針の構成員を見直す場合は、解釈基準において、配置すべき職種が定まっているものがあるため留意すること。</p>
8 共通	掲示	<p>貴施設で掲示している運営規程及び重要事項説明書に不十分な箇所がある。</p> <p>掲示されている苦情処理体制の内容に不十分な箇所がある。</p>	<p>入居者に対する説明責任として、実地指導による指摘を改善したうえで最新の運営規程及び重要事項説明書を掲示すること。なお、重要事項説明書には運営規程の概要が含まれるため、運営規程の掲示は省略しても差し支えない。</p> <p>入居者に対する説明責任として、市(介護保険課事業者係)及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口については、それぞれの住所、電話番号、FAX番号、受付日時を掲示すること。なお、掲示内容については、『平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導資料』25頁を参照すること。</p>

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

サービス名	指摘項目	実地指導時の状況	指導内容
9	共通 秘密保持等	医師について、秘密保持に関する誓約書を徴取していない。	医療機関との委託契約書上において秘密保持に関する誓約の条項を設けるか、または、秘密保持に関する誓約書を徴取すること。
10	共通 事故発生の防止及び発生時の対応	事故発生の防止のための指針の内容に不十分な箇所がある。 指針に規定されている委員会の構成員の職種のうち、医師が実際の会議に出席していない。	事故の発生又はその再発を防止するため、入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を追記すること。 規定内容と実態に齟齬が生じることのないよう、所要の措置を講ずること。 なお、指針の構成員を見直す場合は、解釈基準において、配置すべき職種が定まっているものがあるため留意すること。
11	共通 看護体制加算()	過去の一定期間について、常勤換算方法による看護職員の配置が所定の基準を満たしていなかった。 短期入所生活介護事業所を併設する地域密着型介護老人福祉施設については、本体施設及び併設事業所のそれぞれについて別個に算定要件の可否を判断することとなる(平成21年4月改定関係Q & A Vol.1問78)が、当該取り扱いを誤り、本体施設及び併設事業所を合算し、常勤換算数を算出していたということであった。	所定の基準を満たない期間の請求については、不適切な介護報酬の請求となるため、過誤調整等により自主返還を行うこと。 なお、右記取扱いを改めて確認のうえ、今後は適正な人員配置を行うこと。
12	地域密着型介護老人福祉施設 個別機能訓練加算	個別機能訓練に関する記録に必要な項目の一部記載がない。 ・実施時間について、開始時刻のみ記載され終了時刻の記載がないため、当該訓練の実施時間が不明であった。 ・担当者名の記載がない。	個別機能訓練の「実施時間」及び「担当者」は「訓練内容」とともに利用者ごとに保管されるべき記録の一部であるため、様式を調整し利用者ごとに記録すること。実施時間については、開始時刻及び終了時刻を記載するか、または「分間」と記載することとし、本加算にかかる当該訓練の実施時間を明確に記載のこと。
13	地域密着型介護老人福祉施設 退所前訪問相談援助加算	入居者及び情報提供先である居宅サービス事業者等に対し、個人情報同意書及び情報提供受領書を作成し訪問のうえ書面に対応していたが、提供する情報の範囲について、情報提供先には「看護・介護サマリー・施設サービス計画書」と明確に範囲を明確に限定する一方、情報を使用する入居者側の同意書では「入居者の個人情報」とされており、具体性に欠けた同意書であった。	情報提供にあたっては、入居者の同意を得るよう算定要件にも示されていることから、当該同意を得るにあたっては、入居者への説明責任を果たすべく、提供する情報の範囲は可能な限り具体的に限定すること。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

サービス名	指摘項目	実地指導時の状況	指導内容
14 地域密着型介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	<p>栄養ケア計画については、関連職種が共同し作成することとなっているが、介護業務の現場に携わる従業者間のみで作成された計画があった。</p> <p>低栄養状態のリスクの高い者にかかるモニタリング間隔が1月ごとの実施となっていた。</p> <p>低栄養状態が中リスク者に対するモニタリングの頻度について、貴施設では、1月ごとの実施としていたが、低リスクから中リスクに変更となった者にかかるモニタリングが1月ごとに実施されていない事例があった。</p>	<p>栄養ケア計画は、栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理のもと、医師、管理栄養士、歯科医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者の共同により作成すること。なお、歯科医師の関与及び配置は必須ではなく、必要に応じて行うものとする。</p> <p>モニタリングは入居者ごとの栄養状態に応じてその間隔を設定することとされており、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者については、おおむね2週間ごとに行うこととされている。これに則り、当該事例に該当する場合は、2週間ごとの実施とすること。</p> <p>栄養ケア計画期間中のモニタリングにより低栄養状態のリスクレベルが変更となった場合は、サービスの質の改善事項を含めた栄養ケア計画の変更が必要か判断しなければならないが、結果的に栄養ケア計画の変更に至らなかった場合においても、関係通知のほか貴施設における取り扱いにしたがって、適切な頻度でのモニタリングを実施すること。</p>
15 地域密着型介護老人福祉施設	経口維持加算()	<p>関係職種の参加により月1回以上開催する会議について、医師が参加したにも関わらず、出席者欄にその旨の記録がない会議録があった。会議録の記録様式は、参加者名を当該参加者の意見と共に記載する様式となっており、施設側の説明では、特段の意見が出なかった参加者については、参加者欄にも記載していないとのことであった。</p>	<p>本加算は、一定期間の経過又は、医師が当該入居者に摂食機能障害等が認められなくなったと判断した場合は原則算定しないこととされている。そのような医師による判断の機会を損なわないためにも当会議は開催されるものであり、医師を含め参加者については記録に残し、参加すべき者の参加が得られなかった場合は算定要件に則り、会議の結果について速やかな情報共有を行うこと。</p>
16 地域密着型介護老人福祉施設	療養食加算	<p>本加算における療養食の献立表について以下のとおり不十分な箇所がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴施設では、医師が発行した食事箋により摂取カロリーが制限されている糖尿病食について、常食が当該制限を上回る献立の場合、調理方法の変更(「揚げる」を「焼く」に変更する等)により、食事箋に基づいた食事を提供しているということであった。しかし献立表については、当該調理方法の変更により抑制されるカロリーの記載がないため糖尿病食(療養食)としての摂取カロリーが不明であり、食事箋に基づく食事が提供されている旨が書面で確認できない。 	<p>本加算の算定要件では、療養食にかかる献立表の作成が求められている。貴施設では、管理栄養士や調理員等の共通認識のもと、食事箋に基づく食事を提供しているとのことであるが、算定要件に基づき、療養食の献立として摂取カロリー等の必要事項は記載し、食事箋の内容に沿う旨を明確にしておくこと。</p>
17 地域密着型介護老人福祉施設	看取り介護加算	<p>貴施設において看取りに関する指針を定めていたが、当該指針に盛り込むべき内容について、一部不足又は不十分な項目があった。</p>	<p>看取りに関する指針は、看取り介護の実施に備え定めるべきものでもあり、終末期の経過(時期、プロセスごと)の考え方、施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢等の項目について、多職種協議で定め、当該指針に盛り込むこと。また、本加算は、入所者等に対する十分な説明と療養及び介護に関する合意を得つつ、支援することに主眼をおいた加算であることから、入所者等への意思確認においては、その方法についても本指針の中で定めておくこと。</p>

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

施設サービス計画等における指導事項について【共通】

平成28年度実地指導における是正改善指導状況より

実地指導時の状況	指 導 内 容
<p>【地域密着型施設サービス計画、(介護予防)短期入所生活介護計画の作成】</p> <p>アセスメントシートの内容について不十分な箇所がある。</p>	<p>アセスメントシートにある基本情報及び課題分析に関する項目については、空欄のまま処理されることのないよう、適正に記入し管理すること。なお、アセスメント時に分からなかった項目については「不明」等を記載し、特記事項等ない項目であっても、当該項目についてアセスメントを行ったことを明らかにするため、「特になし」等の記載を行うこと。</p>
<p>【(介護予防)短期入所生活介護計画の作成】</p> <p>(介護予防)短期入所生活介護計画(施設サービス計画書を使用)において、不十分な箇所がある。</p>	<p>【第1表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名欄において「印」と印字されているが押印漏れが見られたため十分確認すること。 ・「総合的な援助の方針」において、緊急事態が起こることが想定される入所者について、緊急時の対応先として家族や主治医の連絡先等を記載すること。なお、主治医の連絡先等を記載する場合は主治医の同意を得ること。 <p>【第3表・第4表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容欄について、空欄のまま処理された事例が多数見受けられたが、当該欄は、第2表で位置付けた短期目標の達成に必要な、利用者にとって最適なサービスを記載すること。 ・「主な日常生活上の活動」にサービス内容が記載されているため、サービス内容欄に記載すること。なお、第3表及び第4表については選定による使用が可能であることに留意すること。
<p>【地福/サービス担当者会議】</p> <p>入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供にあたる担当者の一部について、召集又は照会等していなかった。</p>	<p>解釈通知に記載されている「他の担当者」について、サービス担当者会議に召集することが困難な場合には、照会等により専門的な見地からの意見を求め調整を図ること。</p>
<p>【地福/地域密着型施設サービス計画の作成】</p> <p>(1) 計画担当介護支援専門員がアセスメントを行うに当たり、入居者及びその家族に面会した事実が確認出来ない。</p> <p>(2) 地域密着型施設サービス計画において、不十分な箇所がある。</p>	<p>(1) アセスメントシートに実施日、面接した相手等が記載出来るよう調製すること。</p> <p>(2)</p> <p>【第1表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名欄において「印」と印字されているが押印漏れが見られたため十分確認すること。 ・「総合的な援助の方針」において、緊急事態が起こることが想定される入所者について、緊急時の対応先として家族や主治医の連絡先等を記載すること。なお、主治医の連絡先等を記載する場合は主治医の同意を得ること。 ・1. 「家族()の意向」等、入居者との続柄を記載し、家族の誰の意向なのか分かるように追記すること。 <p>【第2表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4. 「目標」の記載内容がサービス内容となっているものがあるため、利用者が解決可能と見込まれる内容を記載すること。 <p>【第3表・第4表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「主な日常生活上の活動」にサービス内容が記載されているため、サービス内容欄に記載すること。 <p>なお、第3表及び第4表については、選定による使用が可能であることに留意すること。</p> <p>【第5表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「開催回数」が記載されていないため、開催回数を記載すること。 <p>【第6表】</p> <p>計画担当介護支援専門員の援助内容の記載がなかった。モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性等は第6表に記載すること。</p> <p>なお、モニタリングシート等により上記の内容が別紙に記載されるものについては、「別紙参照」として管理しても差し支えない。</p>

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

勤務形態一覧表に係る留意事項【共通】

勤務形態一覧表の記載例を以下に示します。作成時は、各サービスの人員基準で定める職種の常勤換算数を算出し、あわせて、算定する各加算における人員要件についても遺漏なきよう確認をお願いします。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(29年7月分)

職種	勤務形態	勤務者名	事業所・施設名												施設		
			ユニット名												ユニット		
			第4週												勤務時間数		常勤換算後の人数
4	5	6	...	23	24	25	26	27	28	4週合計時間数	週平均勤務時間数						
生活相談員	A	下関 一郎	火	水	木	...	日	月	火	水	木	金	160	40		介護福祉士	
看護職員	B	岩国 春子											160	40	1.0	看護師	
看護職員	A	柳井 夏子												40		看護師	
看護職員	B	山口 雪												30		看護師、機能訓練指導員兼務	
看護職員計													160	40	2.7		
介護職員	B	周南 秋子														介護福祉士	
介護職員	C	下松 花子														介護福祉士	
介護職員計													780	195	4.8		
機能訓練指導員	B	山口 雪											40	10		看護職員兼務	
常勤換算後における人員配置状況			(人員配置の算出)										(夜勤時間帯)				
看護職員 (人)			入所者数 (人) ÷ 介護・看護職員数 (人) =										夜勤開始時間 : ~ 夜勤終了時間				
介護職員 (人)			[入所(利用)定員(見込)数等 名]														
勤務形態の区分			A: 常勤で専従			B: 常勤で兼務			C: 非常勤で専従			D: 非常勤で兼務					
勤務時間の区分			8:30~17:30			8:30~12:00			...								

【注】(地域密着型)介護老人福祉施設及び当該施設に併設(空床含む)する短期入所生活介護事業所の両方に勤務する従業者の常勤(非常勤)及び専従(兼務)の取扱いについて

常勤(非常勤)については、(地域密着型)介護老人福祉施設及び併設(空床含む)の短期入所生活介護事業所の勤務時間数の合計により判断します。また、当該施設及び事業所においてひとつの職種のみに従事する従業者であっても、勤務形態では、「兼務」として取扱います。ただし、他の通知等により別途取扱いが定められている場合は、当該規定によることとなりますのでご注意ください。

個別感染症対策マニュアルを作成すべき感染症にはどのようなものがあるか？

感染症対策については、厚生労働省が発出している「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)」^(注1)等を参考に取り組み、施設内の衛生管理及び感染症の発生・まん延防止に努めていただきますようお願いいたします。

特に以下の感染症については、その対応について、同マニュアルに個別に記載されているものであり、個別感染症対策マニュアルの作成について指導しています。

個別感染症対策マニュアルの作成を指導している感染症

- ・ノロウイルス(感染性胃腸炎)
腸管出血性大腸菌(腸管出血性大腸菌感染症)
- ・疥癬虫(疥癬)
- ・薬剤耐性菌
インフルエンザウイルス(インフルエンザ)
- ・肺炎マイコプラズマ(マイコプラズマ肺炎)
- ・結核菌(結核)
- ・肺炎球菌(肺炎等)
レジオネラ(肺炎)
- ・誤嚥性肺炎

印の感染症については、解釈通知^(注2)において、特に適切な措置を講じることとされているもの。

(注1) 厚生労働省ホームページにも掲載されています。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)」の公表について
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>)

(注2)

・(介護老人福祉施設) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第43号)第4の25の(1)

・(地域密着型介護老人福祉施設) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)第3の七の4(17) 八

・((介護予防)短期入所生活介護) 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)第3の八の3(16)(準用第3の六の3(7)) 第4の一

要支援から要介護に変更になった場合における長期利用者の減算等について【短期入所生活介護】

連続して30日を超えて短期入所生活介護を利用した場合における介護報酬の取扱いについては次のとおり規定されています。

(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準)

注14 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。

注15 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数から減算する。

別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者 **連続して三十日**を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所(指定居宅サービス基準第二百二十四条に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。)している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者

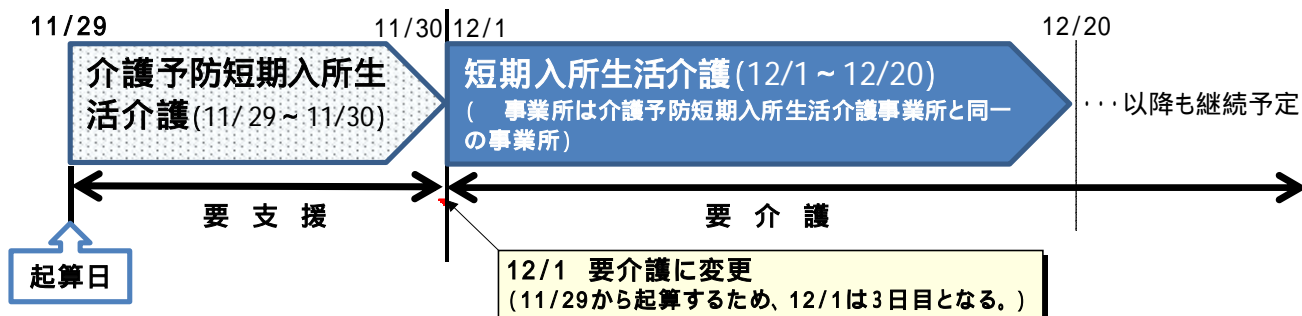
上記における「連続して30日」の起算日について

以下事例のように、同一の事業所の利用中に、介護度が要支援から要介護に変更となった場合は、**要支援での当該事業所の利用開始日(11/29)が起算日**となります。要介護への変更に伴う指定短期入所生活介護事業所の利用に切り替えた日(12/1)ではありませんので御注意ください。(厚生労働省確認済み)

【事例】

11/29 要支援認定、A介護予防短期入所生活介護事業所利用開始

→12/1 要介護への変更に伴い、B短期入所生活介護事業所(AとBは同一の事業所)に切り替え



各種通知について【共通】

(地域密着型)介護老人福祉施設

要介護1又は2の方の入所申込みまでの手続きについて、以下の通知が発出されていますのでお知らせします。内容をご理解いただき、適正な運用をお願いします。

介護保険最新情報 vol.587 平成29年3月29日

「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正
について

(ホームページ掲載箇所)

http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/file/1703/001532_f9.pdf

短期入所生活介護

以下の通知は、短期入所生活介護の利用者が、訪問介護における短期入所生活介護の送り出し(迎え入れ)サービスを利用している場合についても準用します。短期入所生活介護及び訪問介護それぞれのサービスの提供範囲についてご確認ください。

「訪問介護における「通所介護の送り出し」等と通所介護の送迎の関係について(通知)」(平成25年10月28日付け下介第1919号)(次頁)

(下関市ホームページ掲載箇所)

ホーム > 事業者の方へ > 保健・福祉 > 介護保険
> 介護保険サービス事業者関係通知集

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

下介第1919号
平成25年10月28日

各指定(介護予防)訪問介護事業所
各指定(介護予防)通所介護事業所
各指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所
各指定居宅介護支援事業所
各指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
各指定夜間対応型訪問介護事業所
各指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所
各指定介護予防支援事業所

管理者様

下関福祉部介護保険課
課長 五十嵐 修二
(公印省略)

訪問介護における「通所介護の送り出し」等と通所介護の送迎の関係について
(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、通所介護^(注1)の利用者が、訪問介護^(注2)のいわゆる「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用している場合に、利用者の移動に係る介助の区分け(どこまでが訪問介護事業者のサービス提供範囲で、どこまでが通所介護事業者のサービス提供範囲か)については、これまで明確に定義づけがなされておりました。

そのため、このたび、通所介護事業者が利用者の送迎を行う原則的な範囲について厚生労働省に照会したところ、「最終的には指定権者判断」との回答を得ました。

このことを受け検討した結果、訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」と通所介護の送迎の関係について、下関市においては別紙のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

(注1) 介護予防通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護についても同様に取り扱います。

(注2) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護についても同様に取り扱います。

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006

下関市南部町21-19

(下関商工会館4階)

TEL: 083-231-1371

FAX: 083-231-2743

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

別紙

平成25年10月28日
 下関市福祉部介護保険課

訪問介護における「通所介護の送り出し」等と通所介護の送迎の関係について

通所介護^(注1)の利用者が、訪問介護^(注2)のいわゆる「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用している場合に、利用者の移動に係る介助の区分け(どこまでが訪問介護事業者のサービス提供範囲で、どこまでが通所介護事業者のサービス提供範囲か。)について、以下のとおり整理いたします。

なお、本取扱いは、訪問介護サービスと通所介護サービスの介助の区分けについて整理したのですが、通所介護の送迎の範囲の考え方については、利用者が訪問介護の「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用していない場合であっても同様に取り扱います。

(注1) 介護予防通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護についても同様に取り扱います。

(注2) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護についても同様に取り扱います。

1. 取扱いの原則

訪問介護サービスは利用者の居宅内で提供されることが原則であり、また、通所介護サービスは利用者の居宅まで送迎することが原則です。

その原則を踏まえ、利用者の居宅の形態に応じて、下記表1のとおり整理します(例1参照)。

【表1】訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービス提供可能範囲と通所介護における送迎の範囲

利用者の居宅の形態	訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービス提供可能範囲 ^(注3)	通所介護における送迎の範囲
一戸建て住宅	住宅内(玄関まで)	玄関～事業所
マンション、アパート等	各室内(各室の玄関 ^(注4) まで)	各室の玄関 ^(注4) ～事業所
養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、 有料老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅等	建物の玄関(入口) ^(注5) まで	建物の玄関(入口) ^(注5) ～事業所

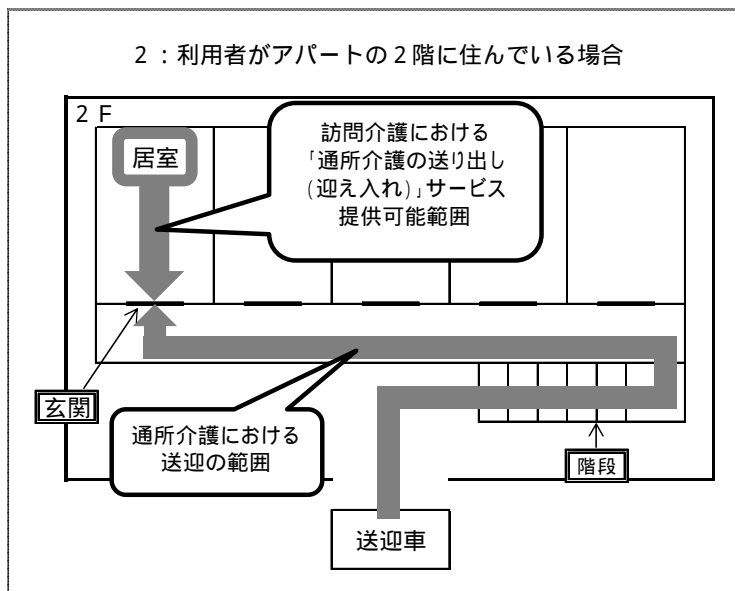
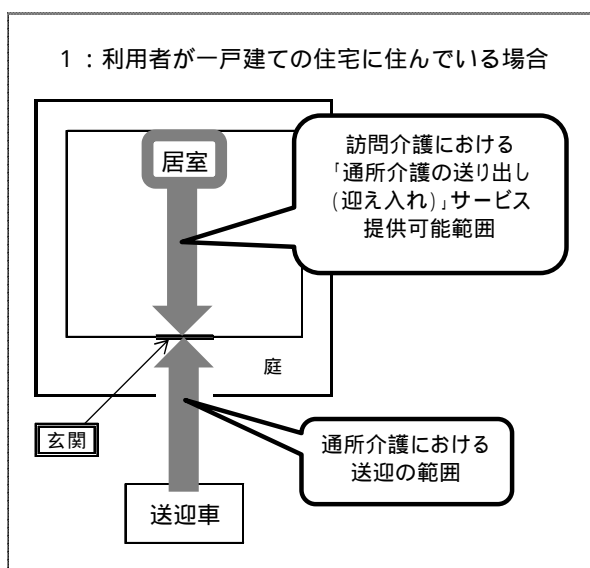
(注3) 「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスの中において必ず移動介助を行わなければならないという主旨ではありません。利用者本人による移動、家族や施設職員等による介助が可能な場合は、そちらを優先させてください。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

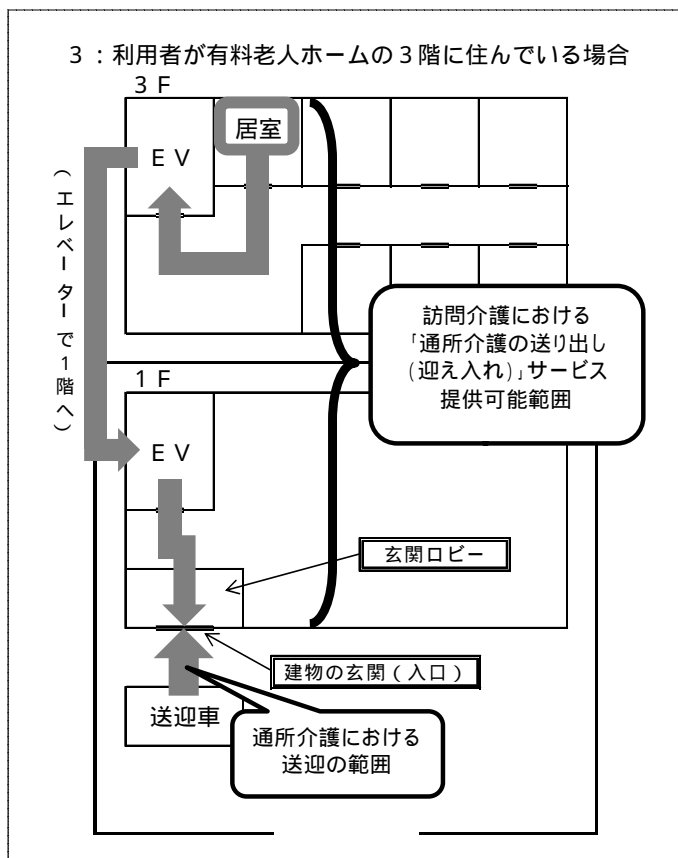
(注4) マンションのロビー等ではなく、利用者の居住する各室の玄関を指します。すなわち、利用者の居住する各室を「居室」と整理します。

(注5) 各利用者の居室の入口ではなく、当該建物の入口を指します。すなわち、建物全体を「居室」と整理します。

【例1】訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービス提供可能範囲と通所介護における送迎の範囲の例



平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)



2. 例外的事例

(1) 表1の「利用者の居宅の形態」にて判断できない場合

建物の形状等により表1による区分けが困難な場合は、「靴を履く(脱ぐ)場所」を、「訪問介護における『通所介護の送り出し(迎え入れ)』サービス提供可能範囲」と、「通所介護における送迎の範囲」との境目の目安とします。その上で、担当介護支援専門員(注6)を中心に、サービス担当者会議等で協議して決定してください。

(注6) 指定介護予防支援事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を含みます(以下同じ)。

(2) 通所介護事業者が居宅まで送迎できない場合

道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法をあらかじめ定めるなどの適切な方法が行われる場合には、通所介護事業者が表1記載以外の場所から送迎を行うことは可能です。

しかし、この場合に通所介護事業者が居宅から送迎を行えない区間については、送迎

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

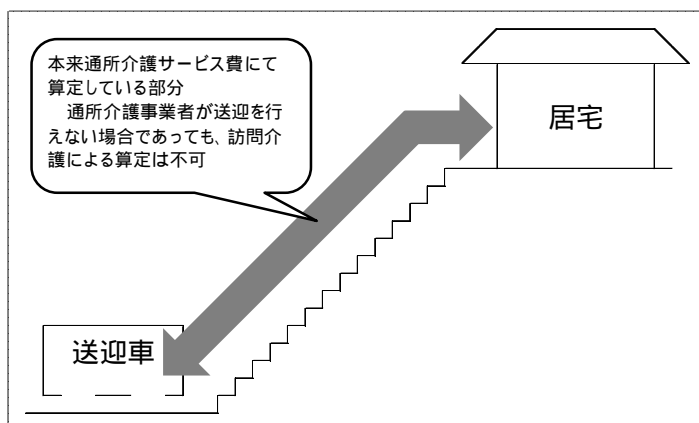
の有無にかかわらず、本来通所介護サービス費にて算定している部分であるため、その部分を訪問介護サービス費にて算定することは、当該区間の費用が訪問介護、通所介護の両事業で重複して算定されることとなり、適正ではありません。よって、通所介護事業者が送迎を行えないからといって、送迎を行えない部分の移動介助を訪問介護により算定することはできません(例2参照)。

この場合には、担当介護支援専門員が中心となり、家族や施設職員等による介助の可否、通所介護事業者の送迎方法の見直し、別の送迎対応可能な通所介護事業所の利用等を十分に検討してください。

ただし、十分検討したものの、利用者の希望等により、それらのいずれの対応も困難な場合には、訪問介護事業者が介護保険外のサービスとして自費等で対応することは可能です。

なお、通所介護事業者は、地理的要因等から通所介護事業者が居宅まで送迎できず、かつ、家族や施設職員等による介助、通所介護事業者の送迎方法の見直しがいずれも困難で、当該通所介護事業者が当該利用者に対して適切なサービスを提供することが困難であると判断した場合には、担当介護支援専門員への連絡、適切な他の通所介護事業者への紹介を速やかに行う必要がありますので、ご注意ください。

【例2】通所介護事業者が居宅まで送迎できない場合の例



(3) 通所介護事業者が居宅内まで送迎を行う場合

通所介護事業者が、送迎の延長として、利用者の居宅内で介助を行うことは可能ですが、通所介護事業者が利用者の居宅内での介助を行っている間は、訪問介護による介助が不要となるため、その時間は訪問介護サービス費として算定できません。

また、その場合には、事故やトラブル発生時の責任や保険対応等について、事前に十分協議しておくことが必要です。特に、利用者の居宅が養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等である場合は、当該施設側とも十分協議してください。

養介護施設従事者等による高齢者虐待について

近年、養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数が全国的に増加傾向にあり、本市においても過去、高齢者虐待と疑われる通報を受け、監査(立入検査)を実施した事例がございました。

以下の数値等は全国での集計件数であり、社会福祉法人東北福社会認知症介護研究・研修仙台センターが作成した資料を引用して掲載しています。

出典:「高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業報告書」
 「高齢者虐待対応実務上の課題と改善のポイント」
 「認知症介護情報ネットワーク(DCnet)」ホームページにも掲載されています。
 (<https://www.dcnet.gr.jp/>)

1 「養介護施設従事者等」の定義

養介護施設、または養介護事業の業務に従事する者(経営者・管理者含む。)

2 高齢者虐待の相談・通報件数 市区町村が受理した件数。

	H18	H23	H24	H25	H26	H27
養介護施設従事者等	273件	687件	736件	962件	1,120件	1,640件
養護者	18,390件	25,636件	23,843件	25,310件	25,791件	26,688件

H27 相談・通報 1,640 件中、事実確認調査を行った事例は 1,456 件。そのうち虐待判断事例は 371 件。

3 虐待判断事例数

	H18	H23	H24	H25	H26	H27
養介護施設従事者等	54件	151件	155件	221件	300件	408件
養護者	12,569件	16,599件	15,202件	15,731件	15,739件	15,976件

H27 虐待判断事例 408 件中、上記 371 件以外は、平成 26 年度以前相談・通報分や、都道府県が相談・通報を受け付けたもの。

H27 虐待判断事例 408 件中、被虐待者が特定できた事例は 386 件、判明した被虐待者は 778 人。

4 施設等の種別

	特養	老健	療養型	GH	小規模多機能
件数	125件	37件	6件	65件	7件
割合	30.6%	9.1%	1.5%	15.9%	1.7%

	有料(住宅型)	有料(介護付き)	軽費	養護	短期入所施設
件数	39件	46件	3件	5件	19件
割合	9.6%	11.3%	0.7%	1.2%	4.7%

	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	25件	24件	2件	5件	408件
割合	6.1%	5.9%	0.5%	1.2%	100%

「その他」は無届施設等。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

5 虐待類型の組み合わせ

	身体的虐待(単独)	ネグレクト(単独)	心理的虐待(単独)	性的虐待(単独)	経済的虐待(単独)
人数	379人	58人	124人	9人	90人
割合	48.7%	7.5%	15.9%	1.2%	11.6%
	身体的虐待+心理的虐待	身体的虐待+ネグレクト	ネグレクト+心理的虐待	その他の組み合わせ・3種類以上	合計
人数	65人	25人	9人	19人	778人
割合	8.4%	3.2%	1.2%	2.4%	100%

6 被虐待者の基本属性 上記被虐待者778人分に係るもの。

- 性別 男性：26.6%，女性：73.4%
- 年齢 65歳未満障害者：1.8%，65-69歳：4.4%，70-74歳：6.0%
 75-79歳：10.4%，80-84歳：17.2%，85-89歳：22.6%，90-94歳：22.1%
 95-99歳：8.9%，100歳以上：1.9%
- 要介護度 要介護2以下：15.4%，要介護3：23.1%，要介護4：32.6%，要介護5：24.2%
 (要介護3以上が約8割。要介護4以上が6割弱)
- 認知症 もっとも多いのは自立度(34.1%)
 認知症の有無が不明な場合を除くと、92.7%が自立度以上。

7 虐待者の基本属性

- 職名・職種
 介護職員：80.6% (うち、介護福祉士21.8%、介護福祉士以外28.4%、資格不明30.4%)
 看護職：4.5%，管理職：4.5%，施設長：4.3%，経営者・開設者：2.0%
- 性別 (括弧内は介護従事者全般における割合)
 男性：52.5% (20.4%)，女性：46.8% (77.8%)
- 年齢 (不明を除く。括弧内は介護従事者全般における割合)
 [男性] 30歳未満：30.0% (18.8%)，30-39歳：36.9% (39.4%)
 40-49歳：17.2% (23.7%)，50歳以上：15.8% (18.0%)
 [女性] 30歳未満：13.9% (8.3%)，30-39歳：11.0% (19.5%)
 40-49歳：20.8% (30.5%)，50歳以上：54.3% (41.7%)

8 虐待の発生要因(複数回答形式)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.6%
教育・知識・技術に関する組織や管理者の知識・認識・管理体制等の不足	28.9%
組織・個人を特定しない知識・技術に関する問題	28.5%
組織の教育体制、職員教育の不備不足	24.8%
職員の高齢者介護に関する知識・技術の不足	23.2%
職員の虐待防止・権利擁護・身体拘束に関する知識・意識の不足	16.7%
職員のストレスや感情コントロールの問題	26.9%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	10.1%
倫理観や理念の欠如	7.7%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	7.7%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	5.9%

9 高齢者虐待の防止のために

組織におけるストレスマネジメント

通報義務についての正しい理解

身体拘束についての正しい理解

- ・身体拘束に該当する行為について
- ・身体拘束の弊害について
- ・「緊急やむを得ない場合」について
- ・「緊急やむを得ない場合」に身体拘束を行う際の手続きについて

上記被虐待者778人中、虐待行為に身体的虐待が含まれる人数が478人

(61.4%)。そのうち虐待に該当する身体拘束を受けた者が248人(31.9%)。

研修の実施と苦情処理体制の整備

ストレスマネジメントについては、厚生労働省ホームページもご参照ください。

厚生労働省ホームページトップページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

政策について

分野別の政策一覧

雇用・労働

労働基準

施策情報

安全・衛生

施策紹介

メンタルヘルス対策等について

(ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等)

【参考】山口県における養介護施設従業者等による高齢者虐待の状況

	H18	H23	H24	H25	H26	H27
相談・通報件数	0件	10件	7件	15件	20件	15件
虐待判断事例数	0件	1件	0件	0件	2件	4件

山口県における状況等については、山口県ホームページ等もご参照ください。

山口県ホームページトップページ

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp>)

医療・福祉

高齢者福祉

認知症対策・虐待防止

高齢者虐待防止・養護者支援に向けて(長寿社会課)

山口県介護保険情報総合ガイド(かいごへるぶやまぐち)トップページ

(<http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)

事業者の方へ

平成28年度集団指導の説明資料について

資料6

(高齢者虐待防止について)

全サービス共通資料です。

高齢者虐待防止に向けた具体的な取組事例も掲載されています。

介護支援専門員証について

介護支援専門員証の有効期限は5年となっておりますので、5年ごとに介護支援専門員証の更新が必要になります。

人員基準上、介護支援専門員が必要なサービスについて、介護支援専門員が介護支援専門員証の更新を行っていない場合、当該介護支援専門員を介護支援専門員の員数に含めることができないため、人員基準違反となることがあります。また、サービスによっては、介護支援専門員の人員基準欠如による減算となる場合もあります。

さらに、介護支援専門員証の更新をせず、介護支援専門員として業務を行った場合、介護支援専門員の登録自体が削除され、5年間登録ができません。

つきましては、介護支援専門員自身の管理はもちろんのこと、法人としても、介護支援専門員証の写しを保管し、介護支援専門員証の更新を促すなど、人員基準違反等を未然に防止できる体制を構築するようにお願いいたします。

なお、更新した介護支援専門員証が届きましたら、当該介護支援専門員証の写し(指定事項等変更届の添付は不要です。)を必ずご提出ください。

(参考)

- ・ 介護支援専門員証の更新等を含む介護支援専門員にかかる情報については、ホームページ「山口県介護保険情報ガイド かいごへるぷやまぐち」にも掲載されています。関係通知等とあわせ、こちらの更新状況についても随時ご確認され、業務に役立てていただきますようお願いいたします。

ホームページ掲載箇所

山口県介護保険情報ガイド かいごへるぷやまぐち > 介護支援専門員
アドレス <http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/caremanager/>

平成29年6月
山口県長寿社会課地域包括ケア推進班

介護支援専門員証の更新について

介護支援専門員証の有効期間を更新するためには、有効期間が満了する前に次の(1)(2)の手続きが必要です。

(1)更新のために必要な研修を受講する。

更新研修は、有効期間満了日の2年前頃から受講可能。

実務経験の有無等により、受講すべき研修が異なります。(26～28ページ参照)

(2)研修修了後に下記提出書類(介護支援専門員証交付申請書(別記第6号様式)等)を提出する。研修を受講しただけでは、介護支援専門員証は交付(更新)されません。

手続きをせず、有効期間が満了(失効)してしまった場合は、介護支援専門員として業務に就くことはできません。

再び業務に就くためには、再研修を受講の上、研修修了後に介護支援専門員証の交付申請をし、新たに5年間有効な介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

介護支援専門員として就労される方は、お手元の介護支援専門員証の有効期間満了日を確認の上、更新に必要な研修の確認や更新手続き等に備えてください。

また、各事業所におかれましても、介護支援専門員として雇用している従業員がおられる場合は、介護支援専門員証の有効期間の確認・手続き等に遺漏のないよう、お願いします。

更新手続きにかかる提出書類等

【提出書類】

1 介護支援専門員証交付申請書(別記第6号様式)

様式は県HPかいごへるぶやまぐちからダウンロード

申請書に貼付するもの

- ・山口県収入証紙 4,200円(市役所、町役場、県内県税事務所で購入可)
- ・写真(縦3cm×横2.4cm 交付申請前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、上半身、無背景のもので、裏面に氏名を記載したもの)

2 研修の修了証明書の写し

更新に必要な研修修了証明書の写しを全て添付(26～28ページ参照)

3 介護支援専門員証の写し 原寸をA4用紙にコピーのこと

4 返信用封筒

定形郵便封筒(縦23.5cm×横12cm以内)に簡易書留代392円分(H26.4料金改正)の切手を貼付、返送先の住所・氏名を記載したもの

5 介護支援専門員証登録事項変更届出書(別記第3号様式) 住所・氏名に変更がある場合のみ

【提出期限】

有効期間満了日の1ヶ月前までに提出(4ヶ月前から受付)

【提出先】

〒753-8501

山口市滝町1-1 山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班

【その他】

交付申請書を提出済みの方で、有効期間満了日の10日前になっても更新後の介護支援専門員証が届かない場合は、地域包括ケア推進班(083-933-2788)までお問い合わせください。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

問4	他県登録から、山口県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。(他県 山口県)
----	---

(答) 登録移転の手続きは、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員登録移転申請書(第2号様式)」及び「介護支援専門員証移転交付申請書(第7号様式)」をダウンロードし記入の上、その他の必要書類と併せて、登録している県の介護保険担当課に送付すること。

登録県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、山口県に送付する。(登録県を経由し、手続きを行う。)

【介護支援専門員証の交付関係】

問5	介護支援専門員の登録のみで、介護支援専門員証の交付を受けていない場合は、介護支援専門員の業務をしてよいか。
----	---

(答) 介護支援専門員証の交付を受けていなければ、介護支援専門員の業務をすることができない。

介護支援専門員証の交付申請は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。

なお、所持している介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)している場合も、介護支援専門員の業務をすることはできない。(問9参照)

問6	介護支援専門員証を紛失したが、どのような手続きが必要であるか。
----	---------------------------------

(答) 再交付の申請様式は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証再交付申請書(第9号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。

問7	介護支援専門員証を更新するためには、どのような手続きが必要であるか。
----	------------------------------------

(答) 定められた研修(26~28ページ参照)を修了した後、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、有効期間が満了する概ね1か月前までに、申請手続きを行うこと。

手続きの詳細は、「かいごへるぷやまぐち」のケアマネジャー支援情報を参照のこと。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

問8	介護支援専門員証の更新に必要な研修を修了すると、新しい介護支援専門員証が送付されるか。
----	---

(答) 定められた更新研修を修了しただけでは、新しい介護支援専門員証を送付することはできない。更新手続きについては、前頁の問7を参照のこと。

問9	有効期間満了までに介護支援専門員証の更新手続きを行わなかったため、証が失効したが、今後、介護支援専門員の業務に就くためには、どのような手続きが必要であるか。
----	--

(答) 定められた研修(再研修)を修了した後、「かいごへるふやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。
(介護支援専門員証の交付を受けるまでは、業務に就くことはできない。)

問10	当面、介護支援専門員として業務に就く予定がないため、更新手続きを行わなかった。有効期間が満了し失効した証は、どうしたらよいか。
-----	---

(答) 失効した証(「介護支援専門員登録証明書(A4版,携帯用の両方)」又は「介護支援専門員証」)は、県に返却すること。(下記あて送付のこと。)

〔郵送先〕 〒753-8501 山口市滝町1-1
山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

【認定調査員関係】

問11	「介護支援専門員証」の交付を受けていれば、市町から委託を受けて、認定調査員を引き受けることは可能か。
-----	--

(答) 認定調査員として、委託を受けるためには、認定調査員(新規)研修を修了していることが要件となっている。

なお、山口県では、平成11年度から19年度までは、介護支援専門員実務研修と併せて、認定調査員(新規)研修を実施していたので、介護支援専門員の登録番号が、3599、3500～3507の人は、すでに修了していることになる。

また、以下の～のいずれかに該当する者が、委託を受ける場合は、事前に研修を受講する必要がある。

3598の人で、平成11年度の補修研修(認定調査員(新規)研修)を受講していない人

3508から3515の人で、認定調査員(新規)研修を受講していない人

平成28年度介護支援専門員実務研修の修了者

他県の登録者で、認定調査員(新規)研修を受講していない人

【研修関係】

問12	平成29年度の研修は、いつ開始されるのか。
-----	-----------------------

(答) 概要については、4月初旬、山口県ウェブサイト「かいごへるぶやまぐち」に掲載しているところであり、詳細が決まり次第、順次更新します。

受講申込みの前に、必ず、開催要綱等を確認のこと。

問13	研修の受講を希望する場合は、どのようにしたらよいか。
-----	----------------------------

(答) 研修を受講する場合は、下記のいずれかの方法により、研修実施要綱等を入手の上、研修実施機関に申し込むこと。

研修開始時期の概ね2ヶ月前までには、「かいごへるぶやまぐち」に掲載するので、対象の研修実施要綱及び申込書をダウンロードすること。

郵送希望の場合は、各研修の実施機関(問19参照)に問い合わせること。

平成 29 年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

問 1 4	以前、介護支援専門員の業務に就いていたが、更新研修としては、どの研修を受講したらよいか。
-------	--

- (答) 過去に実務の経験がある人は、更新研修の専門課程 (56 時間) と専門課程 (32 時間) の両方を受講する必要がある。
 ただし、更新研修を受講するまでに、専門研修の専門研修課程 (56 時間)、専門研修課程 (32 時間) の両方、又は、どちらかを修了している人は、修了した課程(同じ時間数のもの)は免除となる。
 専門研修は 18 年度から実施しているので、研修修了証明書により、修了した研修課程を必ず確認すること。
 1 回目の更新、2 回目以降の更新で受講すべき研修が異なる場合がある。
 [参考資料 2] を参照のこと。

問 1 5	実務経験者の更新研修 ((56 時間) + (32 時間)) を修了して更新した場合は、次回の更新に向け、免除となる研修はあるか。
-------	---

- (答) 更新後に実務経験があれば、次回の更新に向けて必要となる研修は、専門課程 (32 時間) のみであり、専門課程 (56 時間) は免除となる。
 次の更新に向けた更新研修を受講するまでに、専門研修を修了した場合の免除の取扱は、問 1 4 を参照のこと。

問 1 6	平成 16 年度末までの登録者で、平成 15 年～17 年度の基礎課程の修了により専門研修課程 が免除された場合も、問 1 5 の免除は該当するか。
-------	--

- (答) 該当となる。
 平成 15 年実施の**基礎課程**、平成 16、17 年度実施の**基礎課程** 又は**基礎課程** の何れかを修了している者は、専門研修課程 を修了したものとみなされ、受講が免除となる。

問 1 7	平成 28 年度から更新研修、専門研修のカリキュラム (時間数) が変更となったが、平成 27 年度までに同研修を修了していた場合は、介護支援専門員証の更新申請は可能であるか。
-------	--

- (答) 可能である。新カリキュラムの同課程の研修を再度受講する必要はない。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

問18	平成18年度以降、山口県で受講した専門研修、更新研修、再研修の修了証明書を紛失したが、再発行はできるか。
-----	--

(答) 研修実施機関である、「山口県社会福祉協議会」に問い合わせること。

[連絡先] 〒754-0893 山口市秋穂二島1062
 社会福祉法人山口県社会福祉協議会 福祉研修センター
 電話 083-987-0123
 FAX 083-987-0124

問19	山口県で実施している介護支援専門員研修の実施機関等について、連絡先を教えてください。
-----	--

(答) 連絡先等は、以下のとおり。

項目	担当機関	
	名称	連絡先
登録、介護支援専門員証の交付、研修制度全般に関すること	山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班	〒753-8501 山口市滝町1-1 電話 083-933-2788 FAX 083-933-2809
実務研修に関すること	一般社団法人 山口県介護支援専門員協会	〒753-0072 山口市大手町9-6 電話 083-976-4468 FAX 083-976-4469
専門研修、更新研修、再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修に関すること	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉研修センター	〒754-0893 山口市秋穂二島1062 電話 083-987-0123 FAX 083-987-0124

注意

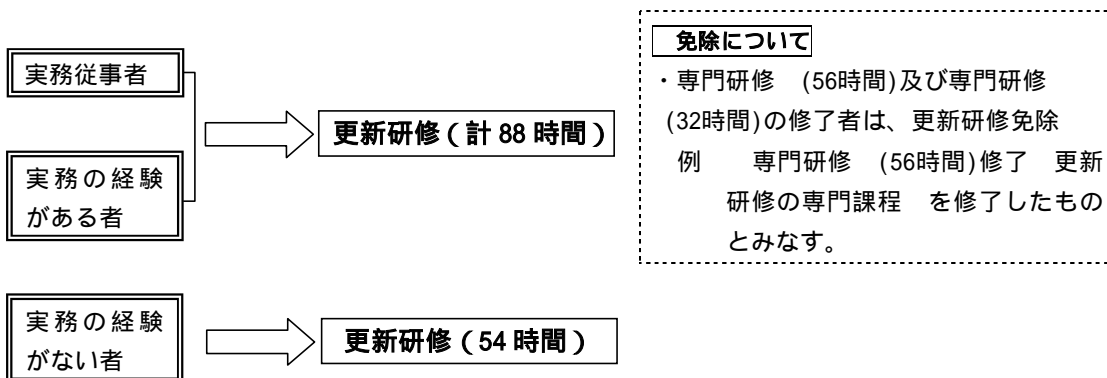
研修の受講については、開催要綱等で確認し、各研修申込み先へ提出のこと。
 介護支援専門員証交付申請書(新規・更新)は、山口県長寿社会課へ提出のこと。
 (更新研修等の実施機関である山口県社会福祉協議会では受付をしていない。)
有効期間が満了するまでに、研修受講及び研修修了後の更新手続きができるよう、研修の受講計画を早めに立てること。
 研修制度については、ウェブサイト「かいごへるふやまぐち」に掲載している。
 原則として、研修は、登録している県での受講となるが、受講できなかった場合、他県で受講することが可能な場合があるので、必ず山口県長寿社会課地域包括ケア推進班に問い合わせのこと。

[参考資料 1]

介護支援専門員の更新研修等について

1 有効期間内の者

有効期間満了時まで、更新に必要な研修修了 介護支援専門員証交付申請をしてください。有効な介護支援専門員証がないと、実務に就けません。



平成 31 年 3 月 31 日までに有効期間が満了する者

平成 29 年度更新研修を受講することができます。

(有効期間満了日の前年度から、更新研修を受講することができます。)

平成 31 年 4 月 1 日以降に有効期間が満了する者

平成 29 年度は、更新研修を受講することはできませんが、勤務年数等の要件を満たしていれば、専門研修を受講することができます。

専門研修 (56 時間) 実務従事者で、就業後 6 か月以上の者

専門研修 (32 時間) 実務従事者で、就業後 3 年以上の者

2 有効期間が満了した者

有効期間満了後、再研修を修了後、申請に基づき専門員証が交付されれば、再び、実務に就くことができます。 介護支援専門員証の交付を受けるまでは、実務に就くことはできません。



3 2 回目の更新をする者

専門研修や更新研修で計 88 時間 (+) の修了によって、更新を済ませた方は、更新後に実務経験があれば、次回更新に必要な研修は 32 時間 () のみとなり、56 時間 () は免除となります。

上記の 56 時間 () の免除について、下記 の場合は対象となりません。

有効期間満了後、再研修を修了し、専門員証の新規交付を受けた場合

直近の更新時に、更新研修(実務未経験者向け)の修了により、専門員証を更新した場合

山口県主任介護支援専門員更新研修に係るQ & A

【受講要件に関すること】 問1

【登録等に関すること】 問2 ~ 問9

[参考資料3] 主任介護支援専門員更新制度について

[参考資料4] 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱いについて

【受講要件に関すること】

問1 受講要件の「毎年度4回以上」とはどの期間を指すか。

(答) 平成28年度以降、主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修受講年度を除く毎年度を指す。

受講要件を満たすためには、平成28年度以降、主任介護支援専門員更新研修受講前年度まで毎年度各4回以上参加していることが必要である。

ただし、平成28年度に4回以上参加していない場合に限り、平成28年度4回以上参加に代え、主任介護支援専門員更新研修受講年度(研修修了日まで)に4回以上参加することにより、受講要件を満たすこととする。(1回目の主任介護支援専門員更新研修受講まで)

例) 平成28年度に4回以上参加していない場合

- ・平成29年度主任更新研修受講...平成29年度に4回以上参加
- ・平成30年度主任更新研修受講...平成29、30年度に各4回以上参加
- ・平成31年度主任更新研修受講...平成29、30、31年度に各4回以上参加

【登録等に関すること】

問2 主任介護支援専門員更新研修を修了した場合、介護支援専門員更新研修を受講する必要があるか。

(答) 主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、介護支援専門員更新研修は免除となる。

問3 主任介護支援専門員研修を受講した場合も、主任介護支援専門員更新研修と同じように更新研修が免除されるのか。

(答) 免除されない。

主任介護支援専門員更新研修を受講した場合は更新研修を受講したとみなされるが、主任介護支援専門員研修を受講したことでは更新研修は免除されない。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

問4	主任介護支援専門員更新研修を修了した場合、介護支援専門員証の有効期間更新の手続きは必要か。
----	---

(答) 主任介護支援専門員更新研修修了後、介護支援専門員証の有効期間内に更新手続きを行う必要がある。

主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されない。

問5	主任介護支援専門員更新研修はいつから受講できるか。
----	---------------------------

(答) 主任介護支援専門員更新研修の受講対象者は、主任介護支援専門員研修の修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者となっている。

問6	主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合はどうなるか。
----	--------------------------------

(答) 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任としての資格が喪失となる。介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能。

問7	主任介護支援専門員資格を更新しなかった場合、再度主任介護支援専門員の資格を得るにはどうすればよいか。
----	--

(答) 主任介護支援専門員更新研修を受講せず、資格が喪失した場合は、再度主任介護支援専門員研修から受講する必要がある。

問8	介護支援専門員証の有効期限が満了した場合でも、主任介護支援専門員資格は有効か。
----	---

(答) 介護支援専門員証の有効期限が満了した場合は、介護支援専門員資格失効と同時に、主任介護支援専門員資格も喪失する。

なお、介護支援専門員証の有効期限が満了するまでに主任介護支援専門員更新研修を修了できない場合や、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間満了日までに介護支援専門員証の有効期限が満了する者については、先に介護支援専門員更新研修を受講し、専門員証の更新手続きを行う必要がある。

問9	主任介護支援専門員更新制度導入以前に、介護支援専門員証の有効期限が満了したため、再研修を受講した後、新たに介護支援専門員証の交付を受けた者(現在は介護支援専門員証が有効期限内の者)については、最初の介護支援専門員証の有効期限が満了した時点で主任介護支援専門員資格も喪失したのか。
----	---

(答) 喪失していない。

ただし、平成28年度(主任介護支援専門員更新制度導入)以降、介護支援専門員証の有効期限が満了した場合は、介護支援専門員資格失効と同時に主任介護支援専門員資格も喪失する。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
(介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

[参考資料 3]

主任介護支援専門員更新制度について

平成28年度から主任介護支援専門員の資格に更新制度が導入されました。
主任介護支援専門員(更新)研修修了証明書(主任介護支援専門員資格)の有効期間は5年間ですが取扱いに変更がありますのでお知らせします。

- 1 主任介護支援専門員の資格有効期間
更新制度導入の経過措置による主任介護支援専門員の資格有効期間は以下のとおりです。

・平成18～23年度に主任研修を修了した者	平成31年3月31日まで
・平成24～26年度に主任研修を修了した者	平成32年3月31日まで
(参考)平成27年度主任研修修了者	平成32年12月7日まで
平成28年度主任研修修了者	平成34年2月8日まで

(山口県で主任介護支援専門員研修を修了した者)

なお、2回目以降、主任介護支援専門員の資格を更新した場合の資格有効期間は、最初の主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間となります。

- 2 主任介護支援専門員資格の更新
主任介護支援専門員の資格有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、主任介護支援専門員の資格を更新することができます。
なお、主任介護支援専門員資格の有効期間は、最初の主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間です。
- 3 主任介護支援専門員更新研修の受講要件
主任介護支援専門員更新研修は、当該研修受講要件(以下の～)のいずれかを満たす主任介護支援専門員のみ受講できます。

資格を有する期間内(過去5年間以内)に、介護支援専門員法定研修及び日本(都道府県)介護支援専門員協会(地域支部除く)が開催する介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者。
地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の山口県が定める基準を満たす研修(『かいごへるぶやまぐち』に順次掲載)等に毎年度4回(他都道府県開催研修は4回のうち2回まで)以上参加した者。
資格を有する期間内(過去5年間以内)に、日本ケアマナジメント学会及び日本(都道府県)介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者。
日本ケアマナジメント学会が認定する認定ケアマナジャー。

- 4 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱い
- (1) 主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。
- (2) 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証については、原則として主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付します。
ただし、置換を希望しない者については別段の(所定の様式による)申出により、介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修修了証明書に置き換えないことが可能です。

なお、主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されません。当該研修修了後、介護支援専門員証の更新申請を行う必要がありますのでご注意ください。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》12
 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

[参考資料 4]

主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱いについて

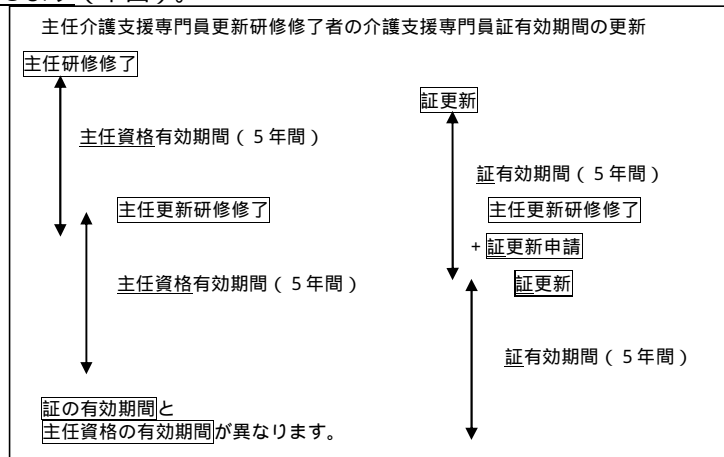
主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証について、平成29年厚生労働省令第48号及び「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等に伴い、以下のとおり取扱いますので、お知らせします。(平成28年12月に周知した取扱いを変更します。)

記

主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証については、原則として主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付します。
 当該研修修了後、介護支援専門員証の更新申請を行う必要がありますのでご注意ください。

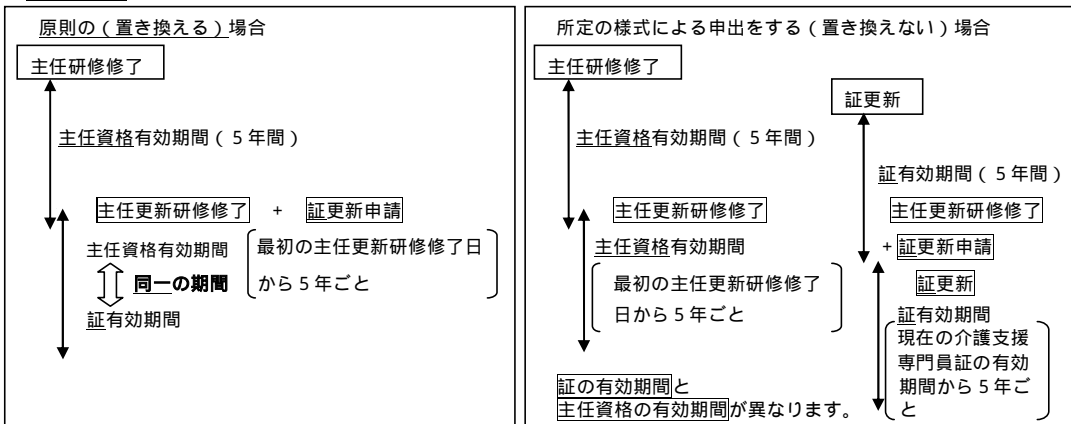
<平成28年12月時点>変更前

主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。また、主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証については、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日の5年後を有効期間満了日とする介護支援専門員証を交付します(下図)。



<平成29年5月>変更後 「別紙」参照

主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。また、当該研修の修了者の介護支援専門員証については、原則として主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付するものします(下図)。ただし、置換を希望しない者については別段の(所定の様式による)申出により、介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修修了証明書に置き換えないことが可能です(下図)。

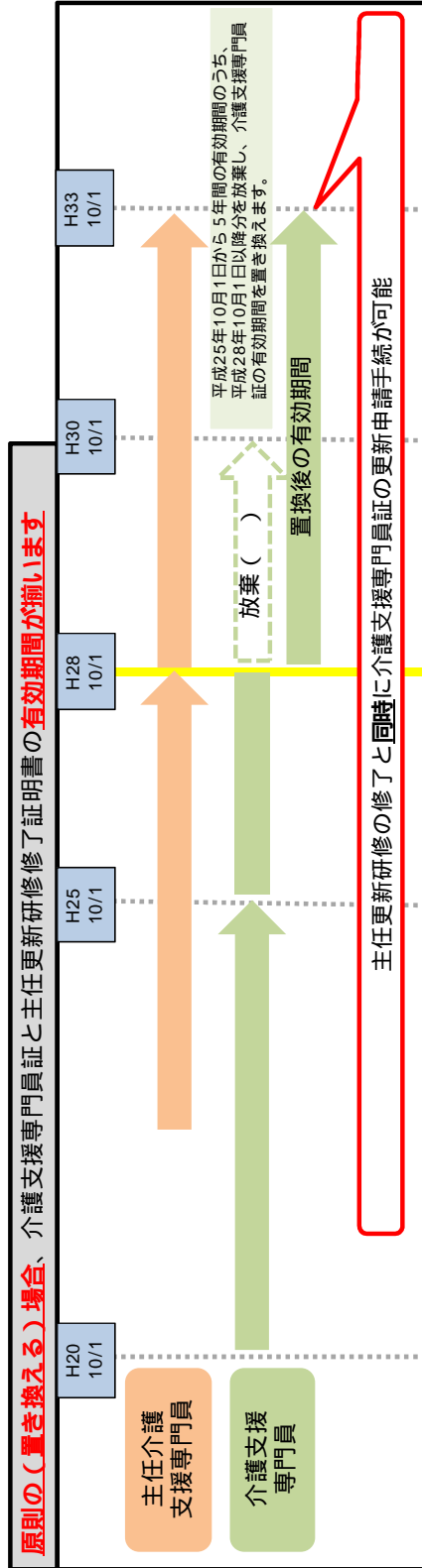


どちらの場合も、証の有効期間内かつ主任資格の有効期間内に主任更新研修を修了し、証の更新申請をする必要があります。

(別紙) 主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間について

主任介護支援専門員更新研修(以下「主任更新研修」という。)を修了した者の介護支援専門員証の有効期間については、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、両方の有効期間を揃えることを原則とします。

平成28年10月1日に主任更新研修を修了し、平成30年10月1日に介護支援専門員証の有効期間が満了する方の例



主任更新研修修了日

所定の様式により**申出をする(置き換えない)場合、介護支援専門員証と主任更新研修修了証明書の有効期間は揃いません**
 (別々の期間のままです)

